

鈴鹿市告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 13 日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：三日市南一丁目 91 号線

区域変更区間	旧新の別	延長 (m)	幅員 (m)
三日市南一丁目 1758 番 10 地先内	旧	2.4	6.5~10.4
	新	2.4	6.5~12.4